

平成 年 月 日

JPDSユーザー会(JIUG) 入会申込書

JPDSユーザー会事務局 行

(FAX : 03-5512-7810 E-mail : planning-sec@jpds.co.jp)

JPDSユーザー会会則を承諾の上で、JPDSユーザー会への入会を希望します。

会社名			
部課名			
住 所	〒		
TEL		FAX	
参加者 氏 名	(→「グループワーク希望テーマ届」を同時に提出下さい)		
E-Mail			
参加者 氏 名	(→「グループワーク希望テーマ届」を同時に提出下さい)		
E-Mail			
参加地域	<input type="checkbox"/> 東京 <input type="checkbox"/> 大阪 <input type="checkbox"/> 名古屋 <input type="checkbox"/> 九州		
会費支払	<input type="checkbox"/> 請求書発行 (JPDS ユーザー会からの発行) <input type="checkbox"/> 第1回開催時持参		
備考	臨時会のご案内を上記以外の方で希望の場合はその方の名前・アドレス等をご記入下さい。 その他、ユーザー会へのご要望などありましたらご記入下さい		

JPDSユーザー会事務局

〒105-0003 東京都港区西新橋2-8-6 住友不動産日比谷ビル

日本パテントデータサービス株式会社内

TEL : 03-3580-8021 FAX : 03-5512-7810

E-mail : planning-sec@jpds.co.jp

JPDSユーザー会 会則

第一章 総則

第1条 (名称)

本会は、日本パテントデータサービスユーザー会（以下「本会」という）と称し、略称をJPDSユーザー会とします。英文の名称は、JPDS IP USERS' GROUPとし、略称をJIUGとします。

第2条 (事務局)

本会は、事務局を日本パテントデータサービス株式会社(以下「JPDS」という)内に置きます。

第二章 目的・活動

第3条 (目的)

本会は、知的財産権やJPDSが提供するサービスの情報の共有と会員相互の交流、研鑽、親睦を図り会員個々の向上を目指すとともに、JPDSサービスの改善、開発に会員の声を反映することを目的とします。

第4条 (活動)

本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行います。

- 1) 定例会の開催
- 2) 分科会の設置
- 3) その他本会の目的を達成するための必要な活動

第三章 会員

第5条 (会員資格)

本会の会員は法人会員、賛助会員で構成します。法人会員はJPDSの提供するサービスを利用している法人、またはJPDS及び本会が推薦する法人とします。賛助会員は本会の目的に賛同し、役員会によって承認された法人又は個人とします。

第6条 (入会)

入会を希望する法人は、所定の入会申込書を事務局に提出し、その承認を受けなければなりません。

第7条 (会員の義務)

- 1) 本会会則、諸規定及び決議を遵守すること
- 2) 本会のみで公開を許されている情報を、外部へ開示または漏洩しないこと
- 3) 本会に届け出した内容に変更が生じた場合、速やかに変更の届け出をすること

第8条 (退会・除名)

1) 退会

退会を希望する会員は、所定の退会届を事務局に提出することにより、随時退会することができます。

2) 資格喪失による除名

会員が第5条に定める会員資格を喪失した場合は自動的に退会となります。

3) その他

役員会が本会の主旨に著しくそぐわない会員であると認めた場合は自動的に退会とします。

第四章 役員

第9条 (役員構成及び職務)

1) 会長1名

会長は本会を代表し、会務を総括し、定例会、臨時会を招集します。

2) 幹事若干名

幹事は役員会に属し、本会の会務の運営にあたります。

第10条 (任期)

役員の任期は、就任した翌年に開催される定例会までとします。ただし、留任を妨げません。

第五章 会議

第11条 (定例会と臨時会)

定例会は2ヶ月に1回開催するものとし、臨時会は必要に応じて随時開催するものとします。

第12条 (役員会)

役員会は会長、幹事により構成され、会長が随時招集します。

役員会の決議は、役員会に出席した会員の過半数の賛成をもって決定とします。

役員会の付議事項、次のとおりとします。

- 1) 本会の活動・運営に関する事項
- 2) 本会の入会、退会、除名に関する事項
- 3) その他本会の執行に関する事項

第六章 会計

第13条 (会費)

1) 本会の会費は法人会員年会費10,000円とし、賛助会員年会費は別途定めます。

2) 本会が主催する各種の活動に参加する場合には、その内容により参加費を徴収することがあります。

3) 会費の支払いに振込みを利用する場合、振込手数料は会員にて負担するものとします。

4) 退会・除名のいかなる理由に関わらず既納会費の払い戻しは行いません。

第14条 (会計年度)

会計年度は毎年5月から4月までとし、役員会・事務局にて予算管理、会計報告を行うものとする。

第15条 (会計監査)

本会には会計監査を1名置き、本会の会計の監査をします。

第七章 運営

第16条 (分科会)

1) 本会が必要に応じて分科会を設置することができます。

2) 分科会には会長若しくは幹事1名以上が属し、分科会の運営に関して必要事項を定めることができます。

第17条 (著作権)

1) 本会の中で作成した成果物の著作権は本会に帰属します。

2) 本会は、会員に対して会員が所属していた年度の成果物の使用を許諾するものとします。ただし、第11条、第12条で定める会議の中では所属年度に関わらず閲覧をすることが出来るものとします。

3) 会員が当該著作権を公表、上映、展示、貸与、及び公衆送信をする場合は、事前に本会の承諾を得るものとします。

第八章 附則

第18条 (無規定事項)

本会則に定めのない事項および疑義のある事項については、役員会にはかり協議・決定するものとします。